

亀寿の郷（介護予防）短期入所生活介護事業所 重要事項説明書

1 事業所の概要

入所系サービス

事業所名	社会福祉法人 葉月会 亀寿の郷 指定短期入所生活介護事業所	
所在地 及び 電話番号	藤枝市岡部町内谷1334-4 054-667-5000	
提供可能サービス及び 介護保険事業所番号	①短期入所生活介護 ②介護予防短期入所生活介護 ③介護老人福祉施設	2275200026 号 " 号 " 号
管 理 者	サービス種類	氏 名
	①短期入所生活介護	牧田 展治
	②介護予防短期入所生活介護	"
	③介護老人福祉施設	"
サービス提供地域	①短期入所生活介護 ②介護予防短期入所生活介護 ③介護老人福祉施設	藤枝市・焼津市・静岡市
サービス利用定員	①短期入所生活介護	20人
	②介護予防短期入所生活介護	
	③介護老人福祉施設	50人

2 居室の概要

居室・設備の種類	室 数	備 考
1人部屋（個室）	6室	多床室
2人部屋	4室	多床室
4人部屋	14室	多床室
合 計	24室	
食 堂	2室	
浴 室	2室	機械浴・特殊浴槽、一般浴
医務室	1室	

3 事業所の職員体制等

職 種	人 員
管 理 者	1名(常勤兼務)
医 師	1名(非常勤)
生活相談員	1名(常勤兼務)
看護師	1名以上(常勤兼務)
機能訓練指導員	1名(非常勤兼務)
介護職員	6名以上(常勤換算)
管理栄養士	1名(常勤兼務)
事務職員	2名以上(常勤兼務)

2025年4月1日現在

4 当施設が提供するサービスと利用料金

(1)当施設が提供する基準介護サービス

利用者さま、代理人さまの希望、ケアプランに基づき短期入所計画書を作成し(月4日以上ご利用の方対象)個別にケアサービスを提供します。以下のサービスについては、居住費、食費、その他実費負担を除き、保険者から送付される「負担割合証」に記載された場合(1割、2割、3割)に基づきご負担いただきます。状態に変化があった場合にはその都度、代理人さまにご連絡させていただきます。

《サービスの概要》

①居室の提供

②食事

- ・当施設では、管理栄養士の立てる献立表により、栄養並びにご契約者の身体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

③入浴

- ・入浴又は清拭を週2回行います。
- ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます。

④排泄

- ・排泄の自立を促すため、ご契約者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

⑤健康管理

- ・看護職員中心に、健康管理を行います。夜間帯には介護職員が巡回を行い状態に変化が見られた場合はご連絡させていただきます。

⑥その他自立への支援

- ・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。

【介護予防短期入所生活介護 サービス利用料金(1日あたり)】

併設型	区分	要介護度	単位	利用料 (介護報酬 総額)	利用者 負担額 【1割】	利用者 負担額 【2割】	利用者 負担額 【3割】
	(Ⅱ)多床室	要支援1	451	4,586	458	917	1,375
要支援2		561	5,705	570	1,141	1,711	

加算等

加算名称	単位	利用料 (介護報酬 総額)	利用者 負担額 【1割】	利用者 負担額 【2割】	利用者 負担額 【3割】
送迎加算	184	1,871	187	374	561
サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18	183	18	36	54

加算名称	加算・減産割合
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の14.00%を加算

※上記の他、生産性向上推進体制加算Ⅱが月10単位算定されます。

※上記の他、口腔連携強化加算が該当した場合 月50単位算定されます。

※上記の他、利用者さまの送迎を行う場合、片道につき184単位算定されます。

【介護予防短期入所生活介護 サービス利用料金(介護保険外・1日あたり)】

(2024年8月～)

名称	料金
居室に係る自己負担額	915円
食事に係る自己負担額	1,890円(朝食代 450円 昼食代(おやつ代含) 770円 夕食代 670円)
日用品費相当額	実費

- ・負担限度額については所得段階の認定及び預貯金額により、決定します。
- ・所得段階の認定により、2割負担・3割負担になることがあります。
- ・ご利用に応じて、その他実費分の費用として、理美容代、日用品費などがかかります。
- ・介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。

※藤枝市は地域区分が「7級地」となるため、上記単位数に10.17を乗じた金額となります。

《当施設の滞在費・食費の負担額》

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方は、施設利用・ショートステイの居住費（滞在費）・食費の負担が軽減されます。また費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額となります。軽減については、あくまでも自己申請であり市の判断により決定し、当施設に提示された場合に適応されます。

利用者負担段階		負担限度額		預貯金条件
区分	対象者	滞在費	食費	
第1段階	住民税非課税世帯で老齢福祉年金を受給されている方、生活保護を受給されている方	0円	300円	
第2段階	住民税非課税世帯かつ本人年金収入等が年間80万円以下の方	430円	600円	預貯金650万円以下
第3段階①	住民税非課税世帯かつ本人年金収入等が年間80万円超120万円以下の方	430円	1,000円	預貯金550万円以下
第3段階②	住民税非課税世帯かつ本人収入等が年間120万円超の方	430円	1,300円	預貯金500万円以下
第4段階	上記以外の方	915円	1,890円	

(2) (1)以外のサービス

以下のサービスは、利用料金の全額がご契約者の負担となります。

〈サービスの概要と利用料金〉

①理髪・美容

[理髪サービス]

ご希望時、理容師の出張による理髪サービスをご利用いただけます。

※ただし、コロナウイルス感染症、インフルエンザ等、施設での感染症発症、まん延予防対策の点から状況により一時見合わせていただく場合があります。

利用料金：実費

②レクリエーション、クラブ活動

利用者さまの希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

利用料金：材料代等の実費をいただきます。

③日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等ご契約者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用を負担いただきます。（別紙2を参照）

(3)利用料金のお支払い方法

利用料金については利用月翌月の毎月27日（金融機関が休業日の場合は翌営業日）に、ご指定の金融機関の口座より口座振替させていただきます。

(4)入所中の医療の提供について

短期入所生活介護利用中に容態の変化等があった場合には、代理人さまにご協力いただきながら医療につなげます。

5 施設生活にあたっての留意事項

[持ち物] ・医療機関より出されている薬類（飲み薬・塗り薬・経管栄養食）

- ・薬変更時は「お薬手帳」をお持ちください。
- ・医療的処置に使われている医療材料
- ・眼鏡・入れ歯・上履き等

※上記以外の日常生活品は施設で用意します。

[その他] ・受付時間 8：30～17：30

・面会時間 8：30～17：00

※ただし、新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ等、施設での感染症発症、まん延予防対策の点から状況により一時見合わせていただく場合があります。

- ・指定の場所以外での喫煙はご遠慮ください
- ・所持品・衣類には名前の記入をお願いします。

6 利用の中止

大雨、強風、台風、積雪などの自然災害の発生などにより、送迎時の人及び車両の安全を確保することが難しいときはサービスの提供を中止する場合があります。

体調不良の場合は、自宅で休養をお取りください。

体調面で不安のある方は、ご相談ください。

また、以下の場合は、ご家族に連絡の上、サービスの中止または変更するか、受診についてご相談させていただく場合があります。

①利用者さま及び同居されている家族が感染症（新型コロナウイルス感染症、インフルエンザ、感染性胃腸炎、等）を発症した場合には、症状が治まり医師の許可がでるまでは利用を中止させていただきます場合があります。

②体調が悪くサービスを継続することが困難な場合。

7 契約の解除

以下の事項に該当する場合には、ご利用をご遠慮いただく場合があります。

- ①ご契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ②ご契約者による、サービス利用料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催告にも関わらずこれが支払われない場合。
- ③ご契約者が、故意又は重大な過失により事業者又はサービス従業者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を気付け、又は著しい不信行為を行うことなどによって信頼関係が築けず、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合。
- ④施設の機能を超えた継続的な医療が必要となった場合。身体的および精神的状態から施設での生活が不相当と判断される場合。
- ⑤要介護認定の更新で非該当と認定された場合。

8 その他

(1)非常災害対策

非常災害に備え、具体的な計画を策定し、地域住民にもご参加いただき日頃より避難救助訓練、研修を行っていきます。

(2)虐待防止

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、委員会の開催、指針の整備、研修の実施、担当者等の設置等の必要な措置を講じます。

(3)感染症の予防、発生時の対応

感染症が発生、まん延しないよう委員会を開催、指針を整備、研修および訓練の実施等、必要な措置を講じます。

(4)ハラスメント対策

当事業所は雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保、男女雇用機会均等法等におけるハラスメント対策に関する事業者の責務を踏まえつつ、ハラスメント対策に取り組みます。

(5)業務継続計画

業務継続計画（BCP）の策定、感染症や非常災害の発生時において、業務を継続的に実施、再開するための計画を策定し、必要な研修及び訓練を定期的で開催するなどの措置を講じます。

(6)利用者代理人

利用者さまは、代理人を選任して契約を締結させることができ、また契約に定める権利の行使と義務の履行を代理して行わせることができます。

9 福祉サービス第三者評価事業について

未実施

10 苦情の受付について

(1)当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の専用窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

相談員 川村敦子 大石哲之

受付時間 午前8：30～午後5：30

電話 054-667-5000

054-667-5001

FAX 054-667-2229

E-mail : kiyunosato@hadukikai.jp

※下表の機関にも苦情を申し立てることができます。

連絡先	所在地	電話番号
静岡県福祉サービス運営適正化委員会	静岡市葵区駿府町1-70	054-254-5248
静岡県国民健康保険団体連合会苦情受付窓口	静岡市葵区春日2丁目4-34	054-253-5590
藤枝市健康福祉部地域包括ケア推進課	藤枝市岡出山1丁目11-1	054-643-3225
焼津市健康福祉部介護保険課	焼津市本町5丁目6-1	054-626-1159
静岡市保健福祉長寿局健康福祉部介護保険課	静岡市葵区追手町5番1号	054-221-1088
遠藤 宣之（第三者委員）		054-668-0753
仲野 みつ代（第三者委員）		054-628-3018

